

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日  
に当り、  
当日は、  
当日の翌日  
に当り)

## 目 次

### ◇規 則

- 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則 (税務課)
- 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (シ)
- 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則 (児童家庭課)
- 鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (医務薬事課)
- 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則 (シ)
- 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課)
- 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (労政・能力開発課)
- 鳥取県立農業太学校管理規則の一部を改正する規則 (経営指導課)
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (建築課)
- 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (教育委員会総務課)
- 県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則 (高等学校課)
- 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則 (シ)

### ◇教委規則

- 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則 (シ)  
鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則 (同和教育課)

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 交付手数料を徴収しないこととした納税証明書の交付の理由となる融資制度を個別に定めることとした。(第四条関係)
- 二 徴税吏員証及び検税吏員証の様式を変更することとした。(第一号様式の五、第一号様式の六関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

### ◇鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

- 一 県立保育専門学院の修業教科目を追加し、その単位数の決定等を行うこととした。(別表第一関係)
- 二 県立保育専門学院の卒業に必要な修業教科目及びその単位数を変更することとした。(別表第二関係)
- 三 県立保育専門学院に係る入学選抜手数料及び入学料の減免の手続等を定めることとした。(新第十八条の二、新第十八条の五関係)
- 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 五 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

### ◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正

1 入学科及び入学選抜手数料の減免の手続等を定めることとした。(新第十八条の五関係)

2 除籍及び懲戒に関する規定を削除することとした。(第十八条、第二十条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正

一と同様の改正を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

一 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正

金融機関が確保する中小企業者等に対する中小企業経営健全化資金の貸付条件について、中小企業者等が県税(現行 事業税のみ)を滞納していないこととするとともに、その貸付期間を七年(現行 五年)に延長することとした。

(第五条関係)

二 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正

中小企業高度化資金等の貸付に対する中小企業者の要件について、中小企業者が県税(現行 事業税のみ)を滞納していないこととする(第一二条関係)

三 一の規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則

一 県立倉吉高等技術専門学校の訓練課程のうち専修訓練課程を短期課程に移行するとともに、自動車整備科を廃止することとした。(第一条関係)

二 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

一 県立農業大学校の養成課程に係る授業料の各学期分の納付額を鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例で定める額の二分の一に相当する額とするとともに、前期分の納付期限を四月二十日(現行 四月十日)とすることとした。(第十七条関係)

二 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 建替え及び増設をした県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種別	住戸番号
浜の上第一団	第二種県営住宅	一号から四号まで、第二一号及び第二二号の住宅
戸数	家賃月額	
六	一九、八〇〇円	

二 住戸改善を実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。

団地名	種別	住戸番号	戸数
末恒第一	第一種県営	五三号及び五七号の住宅	二
団地	住宅	五四号から五六号まで及び五八号から六〇号までの住宅	六

一月の家賃額	
現 行	改 正 後
一三、〇〇〇円	二九、八〇〇円
	二九、三〇〇円

三 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。  
 ◇県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 一 県立学校の入学料及び入園料並びに入学選抜手数料を減免することができる事由を、火災、風水害等の非常災害により入学料等の支弁が困難であると認められることとする。 (第一条関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第八号様式を次のように改める。

第八号様式 (第九条関係)

納 税 貯 蓄 組 合 検 査 吏 員 証		第	号
鳥取県事務吏員			
氏 名			
年	月	日交付	
鳥 取 県 印			

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 条例第二十八条の二第三項第三号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。

- 一 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）に基づく融資
- 二 鳥取県中小企業設備資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）に基づく融資
- 三 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十号）に基づく融資
- 四 鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号）に基づく融資
- 五 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和六十三年三月鳥取県規則第三十一号）に基づく融資
- 六 地域振興に資する事業を行う民間事業者の施設、設備等の取得に要する資金に対する融資
- 七 県内の港湾又は空港を利用して行う輸入に要する資金に対する融資

八 中小企業者等が行う保育施設、体育施設その他の福利厚生施設の設置に要する資金に対する融資

九 県内中小企業の振興を図るため中小企業者に対して行う無担保小口融資に必要な資金に対する融資

十 同和地区中小企業者の振興を図るために行う長期かつ低利の融資に必要な資金に対する融資

十一 県内中小企業者が先端技術の開発、導入等を行うのに要する資金に対する融資

十二 観光施設、レクリエーション施設等の整備を行う者が、県の他の制度に基づく融資（第六号に係るものを除く。）を受けないで行うこれらの施設の整備に要する資金に対する融資

十三 企業が県内の工業団地等において行う工場の新設等に要する資金に対する融資

十四 研究開発型企業等が県内において行う事業所の新設等に要する資金に対する融資

第一号様式の五及び第一号様式の六を次のように改める。

第一号様式の五（第二条の三関係）

	徴 税 吏 員 証 号				
	鳥取県事務吏員				
写 真	氏 名				
		年 月 日	交付		
				鳥 取 県	印



鳥取県立保育専門学院学則(昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の二 授業料及び入学料(第十八条の二、第十八条の四)」を「第六章の二 授業料等(第十八条の二、第十八条の五)」に改める。

「第六章の二 授業料及び入学料」を「第六章の二 授業料等」に改める。  
第十八条の四を削る。

第十八条の三の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第一項中「鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号。以下「条例」という。)」を「条例」に改め、「授業料」の下に「入学選抜手数料及び入学料」を加え、「生徒」を「者」に改め、同条第二項中「授業料の」を「授業料、入学選抜手数料及び入学料の」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に改め、第六章の二中同条を第十八条の五とし、第十八条の二の次に次の二条を加える。

(入学選抜手数料の納付)

第十八条の三 入学志願者は、鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号。以下「条例」という。)に定めるところにより、入学選抜手数料を納付しなければならない。

(入学料の納付)

第十八条の四 学院への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学料を納付しなければならない。

別表第一中

保育原理Ⅱ	(講義)	二
発達心理学Ⅱ	(演習)	二
臨床心理学	(演習)	二
表現(音楽リズム)	(演習)	二
養護内容	(演習)	一
乳児保育Ⅱ	(演習)	二
障害児保育	(演習)	一
児童文化	(演習)	二

を

保育原理Ⅱ	(講義)	二
同和保育	(講義)	二
発達心理学Ⅱ	(演習)	一
臨床心理学	(演習)	一
表現(音楽リズム)	(演習)	二
養護内容	(演習)	一
乳児保育Ⅱ	(演習)	一
障害児保育	(演習)	一
児童文化	(演習)	二

に、

保育実習	保育実習Ⅱ	(実習)	二
	保育実習Ⅲ	(実習)	二

を

保育実習	保育実習Ⅱ
老人福祉の理解に関する科目	老人福祉 老人介護実 老人介護実

卒業研究	レクリエーション指導法(演習)	一
	(演習)	二

に改める。

別表第二中「十二」を「十三」に、「五」を「十二」に、「十一」を「十九」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 選択必修科目のうち、発達心理学Ⅱ又は臨床心理学並びに養護内容又は音楽Ⅲについては、それぞれいずれか一科目一単位を、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲについては、いずれか一科目二単位を選択するものとする。
- 2 選択必修科目のうち老人福祉の理解に関する科目及び単位数を習得した生徒に対しては、厚生省の定めるホームヘルパー養成研修二級課程の修了証書を授与する。

様式第九号の二中「授業料減免申請書」を「~~授業料減免申請書~~」に、「~~授業料~~」を「~~授業料~~(入学選抜手数料、入学料)」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第六章の二 授業料及び入学料(第十八条の二―第十八条の四)」を

「第六章の二 授業料等(第十八条の二―第十八条の五)」に改める。

第七章 表彰(第十九条・第二十条)

第十二条第一項中「入学の許可」を「鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。第三条の規定による許可(以下「入学の許可」という。))に改める。

第十六条第一項中「生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするとき」を「条例第六条第一項の規定による休学(以下単に「休学」という。))又は退学をしようとする者」に、「証明するに足る」を「証明する」に、「提出し、その許可

を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「前項の規定による」を削る。

第十七条中「休学中の生徒は、その理由がなくなつたため復学しようとするとき」を「条例第六条第二項の規定による復学をしようとする者」に、「証明するに足る」を「証明する」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

「第六章の二 授業料及び入学料」を「第六章の二 授業料等」に改める。

第十八条の四を削る。

第十八条の三の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第一項中「鳥取県

営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号。以下「条例」という。第十三条)を「条例第五条」に改め、「授業料」の下に「、入学料及び入学選抜手数料」を加え、「生徒」を「者」に改め、同条第二項中「授業料の」を

「授業料、入学料及び入学選抜手数料の」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に改め、第六章の二中同条を第十八条の五とし、第十八条の二の次に次の

二条を加える。

(入学料の納付)

第十八条の三 学校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学料を納付しなければならない。

(入学選抜手数料の納付)

第十八条の四 学校の入学選抜試験を受けようとする者は、条例に定めるところにより、入学選抜手数料を納付しなければならない。

「第七章 賞罰」を「第七章 表彰」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

様式第七号の二中「卒業生減免申請書」を「授業料等減免申請書」に、「鳥取県立

鳥取看護専門学校学則第18条の3の規定により「授業料」を「授業料（入学科、入学選抜手数料）」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。  
（鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正）

第二条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第六章の二 授業料及び入学科（第十八条の二―第十八条の四）」を

第七章 賞罰（第十九条・第二十条）

「第六章の二 授業料等（第十八条の二―第十八条の五）」に改める。

第七章 表彰（第十九条・第二十条）

第十二条第一項中「入学の許可」を「鳥取県立看護婦等養成施設設置及び管理に関する条例（平成七年三月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。）第三条の規定による許可（以下「入学の許可」という。）」に改める。

第十六条第一項中「生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするとき」を「条例第六条第一項の規定による休学（以下単に「休学」という。）又は退学をしようとする者」に、「証明するに足る」を「証明する」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「前項の規定による」を削る。

第十七条中「休学中の生徒は、その理由がなくなつたため復学しようとするとき」を「条例第六条第二項の規定による復学をしようとする者」に、「証明するに足る」を「証明する」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

「第六章の二 授業料及び入学科」を「第六章の二 授業料等」に改める。

第十八条の四を削る。

第十八条の三の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第一項中「鳥取県

営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号。以下「条例」という。）第十三条を「条例第五条」に改め、「授業料」の下に、「入学科及び入学選抜手数料」を加え、「生徒」を「者」に改め、同条第二項中「授業料の」を「授業料、入学科及び入学選抜手数料の」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に改め、第六章の二中同条を第十八条の五とし、第十八条の二の次に次の二条を加える。

（入学科の納付）

第十八条の三 学校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学科を納付しなければならない。

（入学選抜手数料の納付）

第十八条の四 学校の入学選抜試験を受けようとする者は、条例に定めるところにより、入学選抜手数料を納付しなければならない。

「第七章 賞罰」を「第七章 表彰」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

様式第一号に備考として次のように加える。

備考 保健助産学科の生徒にあつては、「証し、専門士と称することを認める」とあるのは「証する」と読み替えるものとする。

様式第七号の二中「減免希望期間」を「授業料等減免申請書」に、「鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則第18条の3の規定により授業料」を「授業料（入学科、入学選抜手数料）」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。

附則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 授業料及び入学料(第十九条―第二十条の二)」を「第七章 授業料等(第十九条―第二十条)」に改める。

「第七章 授業料及び入学料」を「第七章 授業料等」に改める。

第十九条の次に次の二条を加える。

(入学選抜手数料の納付)

第十九条の二 学校の入学選抜試験を受けようとする者は、鳥取県立歯科衛生専門学校  
の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号。以下「条例」  
という。)の定めるところにより、入学選抜手数料を納付しなければならない。

(入学料の納付)

第十九条の三 学校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学料  
を納付しなければならない。

第二十条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第一項中「鳥取県立歯科  
衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号。以  
下「条例」という。)」を「条例」に、「授業料」の下に「入学選抜手数料及び入学料」  
を加え、「生徒」を「者」に改め、同条第二項中「授業料の」を「授業料、入学選抜手  
数料及び入学料の」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に改める。  
第二十条の二を削る。

様式第八号中「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に、「授業料の」を

「授業料(入学選抜手数料、入学料)」に改め、同様式に注として次のように加える。  
注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の  
一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規  
則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第一条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十号)  
の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「事業税」を「県税」に改め、同条第三号中「五年」を「七年」に  
改める。

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)  
第二条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和六十三年三月鳥取県規則第三十一  
号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事業税」を「県税」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。  
 (鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正に伴う経過措置)  
 2 この規則による改正後の鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則第五条の規定は、施行日以後に申請のある資金に係る貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金に係る貸付けについては、なお従前の例による。  
 (鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正に伴う経過措置)  
 3 この規則による改正後の鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則第二条の規定は、施行日以後に申請のある資金に係る貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金に係る貸付けについては、なお従前の例による。

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門学校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

「コンピュータ制御科	二〇人
自動車整備科	一五人
土木測量科	三〇人
OAシステム科	二〇人

第二条第一項の表鳥取県立倉吉高等技術専門校の項中

一年	「コンピュータ制御科	二〇人	一年
一年	土木測量科	三〇人	一年
一年	OAシステム科	二〇人	一年
	に、		
	専修訓		
	練課程		
	を		
	短期課		
	程		
	に		

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 条例第五条の授業料は、前期分にあつては四月二十日までに、後期分にあつては十月十日までに、それぞれ当該授業料の二分の一に相当する額の授業料を納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表末恒第一団地の項中

〃	八九号から一〇四号までの住宅	一六
---	----------------	----

一三三、〇〇〇円

〃	五三号及び五七号の住宅	二二九
〃	五四号から五六号まで及び五八号から六〇号までの住宅	六二九

八〇〇円  
三〇〇円

に改め、同表浜の上第一団地の項中

一号から一七号までの住宅	一〇一九、八
一二号から一六号までの住宅	八、四
一七号から二〇号までの住宅	八、九

一一	八、四〇〇円
五	八、九〇〇円
四	一九、八〇〇円

一号から四号まで及び一七号から二二号までの住宅	一〇一九、八
五号から一一号までの住宅	八、四
一二号から一六号までの住宅	八、九

〇〇円  
〇〇円  
〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「授業料」を「授業料等」に改める。

第一条中「授業料」の下に「、入学科及び入園料並びに入学選抜手数料（以下「授業料等」という。）を加える。

第二条（見出しを含む。）の表以外の部分中「授業料」を「授業料等」に改め、同条の表中「授業料又は」を「授業料等又は」に改め、同表県立学校の項中

四 その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。

四 その他家計が困窮し、授業料の支弁があると認められるとき。

入学料及び入園料並びに入学選抜手数料  
火災、風水害等の非常災害により入学料入園料並びに入学選抜手数料の支弁が困難と認められるとき。

困難  
及び  
であ  
に改める。

第三条中「授業料」を「授業料等」に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

### 教育委員会規則

県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

#### 鳥取県教育委員会規則第七号

県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則

県立学校授業料減免規則（昭和二十六年七月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則

第一条中「県立学校の授業料」を「県立高等学校の授業料等」に改める。

第二条中「添え」の下に、「入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書（様式第四号）又は入学選抜手数料減免願書（様式第五号）により」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。

第三条中「および」を「及び」に改め、「半額免除」の下に「とし、入学料及び入園料並びに入学選抜手数料の減免は全額免除」を加える。

様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第4号 (第2条関係)

出 願 者	入 学 料 減 免 願 書		性 別 男・女	
	ふりがな	生年月日		年 月 日 生
	氏 名	年 月 日 生		性 別
住 所	郵便番号 □□□□-□□□□			
入 学 校	高等学校	課程	科 第 学年	
減免を受ける理由				
<p>上記の記載に相違ありませんので、入学科を減免してくださるようお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本 人 氏 名 ㊟</p> <p>保護者又は後見人 氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県教育委員会 殿</p>				

様式第5号 (第2条関係)

出 願 者	入 学 選 抜 手 数 料 減 免 願 書		性 別 男・女	
	ふりがな	生年月日		年 月 日 生
	氏 名	年 月 日 生		性 別
住 所	郵便番号 □□□□-□□□□			
志 願 校	高等学校	課程	科 第 学年	
減免を受ける理由				
<p>上記の記載に相違ありませんので、入学選抜手数料を減免してくださるようお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本 人 氏 名 ㊟</p> <p>保護者又は後見人 氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県教育委員会 殿</p>				

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の四条を加える。

（他の学校等における学習成果の単位認定）

第七条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の学校において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 生徒は、他の学校において一部の科目を履修しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

3 校長は、前項の許可をしたときは、履修許可書（様式第一号）を当該生徒に交付するものとする。

4 第一項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目について履修を希望する場合には、当該他の学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

5 前項の規定による一部の科目の履修をしようとする生徒は、一部科目履修願（様式第一号の二）に校長の履修許可書を添えて当該他の学校の校長に提出しなければならない。

6 当該他の学校の校長は、単位の修得を認定したときは、単位修得証明書（様式第一号の三）を交付しなければならない。

7 同一の学校に置かれている全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程との間の併修については、前六項の規定を準用する。

（専修学校における学習成果の単位認定）

第七条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより専修学校の高等課程における学修その他教育長が別に定める学修で、当該生徒の在学する学校における科目の一部の履修に相当するものを行ったときは、当該学修を当該科目の一部の履修とみなし、当該科目の単位数の一部として認定することができる。

（技能審査の成果の単位認定）

第七条の四 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が知識及び技能に関する審査で教育長が別に定めるものに合格したときは、当該校長の定めるところにより当該審査の内容に対応する高等学校の科目について当該生徒が修得した単位数に一定の単位数を加えることができる。

（認定単位数）

第七条の五 前三条の規定に基づき認定することのできる単位数の合計数は二十を超えないものとする。

第十条中「（様式第一号）」を「（様式第一号の四）」に改める。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（入学料の減免）

第二十九条の三 学校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学料の減免を受けることができる。

様式第一号を様式第一号の四とし、同様式の前に次の三様式を加える。

様式第一号 (第七条の二関係)

履 修 許 可 書

鳥取県立 高等学校 課程 学科 科 学年  
コース 第 氏名

鳥取県立 高等学校全日制課程 学科 科 ( コース) の履修を下記の  
とおり許可します。

記

1 履修教科・科目名及び単位数

2 履修期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

様式第一号の二 (第七条の二関係)

一 部 科 目 履 修 願

下記のとおり貴校の全日制課程 学科 科 ( コース) の履修を希望します  
ので、許可してくださいようお願いいたします。

年 月 日

鳥取県立 高等学校 課程  
学科 科 学年  
コース 第 氏名 印

記

1 履修教科・科目名及び単位数

2 履修期間

年 月 日から 年 月 日まで

鳥取県立 高等学校長 殿

様式第一号の三 (第七条の二関係)

単 位 修 得 証 明 書

鳥取県立 高等学校 課程  
鳥取県立 高等学校 学科 科 コース 第 学年  
氏名

本校の全日制課程 学科 科 ( コース ) の履修した科目について下記のとおり単位の修得を認定したことを証明します。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 [印]

記

教 科	科 科	日 目	認 定 単 位 数

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(入学科の減免)

第二十七条の三 実施校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学科の減免を受けることができる。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県進学奨励資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一八、〇〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「四一、〇〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「四四、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「七六、〇〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。